

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 平成31年1月30日(水) 15時30分～16時30分

2 開会場所 三次市役所本館6階610会議室

3 事 件

・継続審査

議案第120号 三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)

4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市, 弓掛 元

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【福祉保健部】森本福祉保健部長, 渡邊社会福祉課長, 影山障害者福祉係長

7 議 事

○桑田委員長 皆さま, 現地視察お疲れ様でした。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は, 6名であります。定足数に達しておりますので, 委員会は成立しております。

お諮りいたします。本日の委員会に傍聴の希望があった場合, これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは, 傍聴を許可することといたします。

次に, 本日の協議事項であります, 12月定例会に継続審査としております「三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)」についてであります。

まず, 12月定例会の経緯をご確認させていただきます。

本条例(案)について, 福祉保健部の説明を受け, 審議を行って参りましたが, 早期の制定及び必要性を十分認識しているものの, より良い条例となるよう再考も含め, 内容を検討するため, 引き続き, 調査研究する必要があるとして, 閉会中の継続審査とさせていただき, 定例会最終日に議長からその旨を議場で報告していただきました。

本日は, 福祉保健部にお越しいただき, その後の対応等についてご説明をしていただきたいと思います。それでは早速, 始めていきたいと思っております。それでは, 福祉保健部からその後の対応等についてご説明をお願いしたいと思います。

○森本部長 資料は, 県内で既に施行されている福山市と廿日市市の条例と全日本ろうあ連盟, 手話を一番使っておられる団体のモデル条例案を並べて, 比較していただき, 中身を確認していただきたい。

条文においては、不足している部分はないと思います。逆に上回る部分もあると思っている。一番大きな違いは前文を制定していることです。前文は条例を制定するに至る経過等を説明している部分となっている。福山市の前文は、手話がこれまでどのような歴史を経て、手話が言語として認められた等の経過を掲載している。廿日市はそれに加え、手話を含めたコミュニケーション手段を普及させていかなければいけない社会情勢等に触れる形で掲載している。

本市としては、手話の歴史的な背景は啓発の根本の部分と理解している。この条例ができたのち、またこの条例が無くてもやらなければならないと思っているが、啓発活動の1丁目1番地が手話の歴史的な背景を説明する部分だと認識しているが、条例案としては、本市の条例で前文を載せている例が稀であるため、この条例についても前文を掲載していなかった。

ただ、議論のポイントとなっているのが、12月定例会の委員会で配った広島県ろうあ連盟の要望書だと思っている。この要望書では手話は言語であるという基本的な説明がないということで、この条例を手話言語条例とは認めがたいという要望書であった。手話が言語になったという歴史的背景を語られていないのがこの条例案だというご指摘をいただいた。ろうあ連盟が言われた部分については、他市であれば前文で述べられている。条文については他市と比べて十分に内容を網羅していると思っているので、条文についてはこのまま審査をしていただきたい。

以上です。

○桑田委員長 12月定例会の委員会で述べさせていただいたことは、前文についての議論と理解していただいているのか。

○森本部長 他市と比較したときに、この条例にないのは前文となるので、前文についてのご指示と推測はさせていただいている。具体的なお意見をいただくなかで検討させていただく。

○桑田委員長 比較資料を提出させていただいたので、質疑をお願いします。

○竹原委員 ろうあ連盟の要望では、手話言語条例とその他のコミュニケーション条例と分けてもらいたいということだと思う。二つを一緒にしている条例もあるが、当事者のことを思うと分ける方が良いと思う。また、不足しているのは、前文と施策の推進である。施策の推進では、障がい者推進計画で行うというのではなく、他市と同じように個々にこのような施策を展開するなどが無い。

○森本部長 市としては一つの団体に特化した条例はそぐわないと考えている。手話も尊重させていただくが、手話を含んだコミュニケーションを普及していくことを考えている。広がりをもたした案とさせていただいた。この点では廿日市市と同様と考えている。

また、施策の推進については、P6の8条でボリュームは少ないが、他市は個別の具体例を述べ、最後にその他も行うとしているが、本市は第1項に全てを網羅した形となっている。さらに第2項の最後に、他市には無い、計画を作る場合には障がい者団体その他の関係者から意見を聴取して定めなければならない。としており、市の義務を強めに出しているため、他市の事例に遜色しないと思う。

○竹原委員 施策の推進をより具体的にしてもらいたい。ろうあ連盟の案を見せてもらっても、しっかり記載した方が良いと感じる。

○森本部長 施策の推進については、ろうあ連盟の案に記載してある部分でいえば、P7にコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供やコミュニケーション支援者の育成及び確保、情報の発信等を「号」にするのではなく、特に重要と思われるものについては、「条」として積み上げている。

○竹原委員 ここで薄まっている。ろうあ連盟の案に書いてあるように、手話に対する理解及び普及や手話による意思疎通の機会の拡大など、今までやっていないとは言わないが、三次市の場合、薄い。やるべきことを記載してもらいたい。半歩譲って、二つを一緒にするにしても具体的中身を提示して該当者に理解してもらう必要がある。

○森本部長 ろうあ連盟の意見もあるが、その他の団体の意見も網羅したものとするのか、総論として市としての理念を書くのかで違いがあると思う。市としてはこの条例で理念を示し、具体的な施策については、推進方針で関係団体の意見を聞いて反映させていく。

○竹原委員 ちゃんとそれぞれの特色を持った条例にしておかないといけない。全部薄まってしまう。推進計画の中にあるというだけではだめ。ちゃんと条例の中で法として成立させておかないとだめだと言っている。本来は国がやらないといけないが、やらないので、先んじて地方自治体やるという意義もあるので、中身の濃いものにしてもらいたい。

○森本部長 今回の条例は市の基本姿勢を示していこうとするものです。竹原委員のご指定の部分、中身がまだ具体的ではないのではないかということについては、今後条例を施行する中で、改正もしていくと思う。現在は、各団体から出たものを記載できる状況ではないので、まずはこのような理念を示させてもらい、具体的には推進方針の中で行っていきたい。

○桑田委員長 福山市や廿日市市の推進方針関係の条項を市の条例には記載しにくいのか。

○森本部長 福山市が6項目、廿日市市が2項目ですが、その2項については、本市の第8条第1項で網羅されていると判断させてもらっている。また、特に別個で定めさせていただいたのが、第9条、10条、11条となっている。

条文については、三次市の理念を十分書いていると判断しているが、ろうあ連盟が要望されている市の共通認識として書いてほしいとしている歴史的背景等については条文に反映は難しいので、他市は前文に反映させている。この前文が争点であろうと判断している。

○竹原委員 そこまでは共通理解でいい。前文については、歴史的背景も含めて書き込む必要がある。今言っているのは、「施策の推進」で他市が記載しているように、市長は市が主催する講演会に手話通訳者を配置するものとする等、明確に書いてある。そこまで三次が記載できないのが不思議。具体的ではなく、あいまいになることを心配する。

○保実委員 ろうあ連盟はろうあに特化したものを望んでいると思うが、三次市の場合は、障がい者全体を対象とすることで薄くなっていると思う。ズバリ聞くが、ろうあ連盟が示している条例を市は検討する気はないのか。

○森本部長 ろうあ連盟の案にすれば、その他の団体についても全て書き込む必要が出ようかと思う。そうすると相当のボリュームとなり、その項目をすべて確定する作業は相当の時間を要すると推測される。

○保実委員 このままで行けばどこまでも平行線となる。今回は全部を網羅するのではなく、ろう

あに特化した条例として、随時要望が出てきたらその都度改正していく等を考えていかないといけないのではないか。

○森本部長 そのような方法は考えていない。今回は、今後のコミュニケーション関連に関する課題に対する大きな枠組みを含んでいる条例なので、その中で推進方針を進めていく。

○保実委員 それが市のスタンスなら前に進まない。

○黒木副委員長 今回は市の基本理念を示し、障がい者の意見を聞きながら推進計画を進め、より良いものを作っていくということで良いか。

○森本部長 具体的な施策については、各障がい者の意見を聞きながらやっていく。毎年推進方針をつくり、予算反映をしていき、よりよい障がい者のために住みやすいまちづくりを進めていきたいとこの中に書き込んでいる。しかし、推進方針をつくる中で、これは確定事項として条例に挙げるべきという状況になれば、条例改正をしていく。ただ現時点では運用する中でどういった状況が出てくるのか十分に把握ができていないので、たちまち基本理念として、障がい者のコミュニケーションの大枠を示していただいた。

○黒木副委員長 基本理念を示されて、徐々に各団体の意見を反映させる方が良いと思うが、先ほどから話が出ていることを整理しないといけないと思う。

○森本部長 具体的なものは上げてないが、運用する中で必要が生じれば、条例改正をしていく。

○保実委員 市としてはこの条例は第一歩であり、運用する中で条例改正もしていきより良いものにしていきたいと思っているのか。

○森本部長 全ての障がい者の最大公約数を示させてもらった。もう一つの考えとしては、最少公倍数の条例となる。その作業をしようとするこの条例の制定をする時期を逸すると考えた。それで今回は最大公約数を整理させていただき、今後すべての共通項が出てきた場合、条例改正を行う。

○竹原委員 認識が一致しないが、手話そのものと他のコミュニケーション手段とは違うことを理解しているのか。歴史的にも違う。そこを一色たんにしようとするから無理が出る。ものが違うからそれぞれやらないといけない。全国的にもコミュニケーション手段を一緒にしたものはほとんどなく、手話言語条例単独でやっている。そこらへんもよく検討してもらいたい。

○森本部長 十分理解しているつもりである。そこらあたりを条例に反映するのであれば、委員会として前文を検討するよう指示をいただければ、しっかり前向きに内部で協議させていただき、近いうちに前文を含めたものを提示できるよう協議していく。

○竹原委員 前文は付けることで良いと言っている。コミュニケーションを付けたいなら、具体性があるのではないかとやっている。私はその次を言っている。その検討も含めてやってください。

○横光委員 障がい者全体のことをやるなら障がい者基本計画がある。そうではなく、手話言語の普及及びと書いてある、手話言語を前面に出して、特化したものを作ってやるのが良いと思う。具体的にどのようなことをするのか示していくことで、関係者の人が安心されると思う。これは、手話言語とやっているが、コミュニケーション手段を中心にしていると感じる。

○森本部長 他市の条例を見てみるとこのような条建てになると考える。市としては手話のみに特化した条例は考えていない。手話言語を条例化する中で社会生活の中で一番必要なコミュニケーションとし、その支援をしっかりと理念を書かせていただく条例の組立をしている。

委員会の総意ということであれば、前文の検討をしていきたい。

○桑田委員長 廿日市市の第8条のようにできないのか。

○森本部長 比較したとき、本市の条文に不足はないと判断している。前文があるかないかの部分と思っている。

○竹原委員 明日、意見交換を行うので、その後委員会で意見をまとめて、また来てもらえればと思う。

○桑田委員長 それではそのようにさせていただきます。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年1月30日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章